

日本経団連の2005年の優先政策事項と自由民主党の政策・取り組み

「自由民主党と政策を語る会」
2005年3月29日

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
1. 経済活力、国際競争力強化に向けた税・財政改革	・税・財政、社会保障制度の一体的な改革 (潜在的国民負担率50%程度)	後世に負担を先送りせず、将来の大増税不安をなくすため2010年代初頭にプライマリーバランスの黒字化を目指す。また、国民負担率50%以内の目標で税制、社会保障制度を構築する。各世代応分公平な負担の仕組みにするため消費税引き上げも議論し結論を出す。年金・医療・介護を抜本改革し、公平で持続可能な制度を構築する。	平成17年度予算では、一般歳出について3年ぶりに前年度の水準以下に抑制し、新規国債発行額について4年ぶりに対前年度減額を達成した。この結果、昨年度に引き続き一般会計のプライマリーバランスを改善した。今後とも、財政改革研究会等において、中長期的な財政の持続可能性を確保するため、財政全般の改革の施策を検討する。 また、社会保障制度については、平成17年度には、年金に続き介護保険制度改革を実施する。今後とも、年金、医療、介護、生活保護等社会保障制度全般の一体的見直しを進め、中期的な観点からの社会保障給付費の目標、税・保険料の負担や給付のあり方等について平成17年度～18年度内を目途に結論を得る。	財金
	・法人実効税率の引き下げ	民間経済活動を活性化する税制改革 個人と企業の活力を引き出し、国際競争力を高めて民間経済活動を活性化させる観点から、法人課税や金融所得、土地などの資産への課税の総合的・抜本的見直し等、税体系全体の改革を進める。 (自民党政権公約2003、自民党参議院政権公約)	経済社会の構造変化に対応し、持続的な活性化を図るため、法人税制の改革に取り組んでいる。平成15年度税制改正において、研究開発・設備投資減税を実施し、戦略分野への投資を行う企業の税負担の大幅な軽減を図った。 また、平成17年度税制改正において、企業の人材育成の取組みを支援し、日本経済の活性化につなげるため、人材投資促進税制を新たに導入した。	財金
	・三位一体改革(国庫補助負担金、税源移譲、地方交付税改革)	2006年(平成18年)度までに補助金4兆円の廃止・縮減など、交付税見直し、地方へ税源移譲の「三位一体改革」を具体化。地方の裁量を広げる交付金化、統合補助金化などの補助金改革推進。全国一律規制の緩和、許認可権限の委譲推進。	三位一体の改革については、18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意(16.11.26)をとりまとめ、その成果を17年度予算に反映。 具体的には、補助金改革については、税源移譲に結び付く改革のほかスリム化等により、17,681億円の改革を実施。この結果を受け、所得譲与税による税源移譲を行うこと等により地方に対する財源措置を講じている。地方交付税については、地方歳出の見直しを行い、一般会計における地方交付税の総額を抑制(地方に配分される地方交付税は前年度と同規模を確保)。 なお、全体像においては、地方からの提言に係る国による関与・規制の見直しについても取りまとめを実施。 今後、「基本方針2004」及び18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意(16.11.26)に沿って、取り組む。	財金
			三位一体の改革については、平成18年度までの三位一体の改革の全体像に係る政府・与党協議会の合意(H16.11.26)を踏まえ、その成果を平成17年度予算に適切に反映。 具体的には、1兆1,239億円の税源移譲に結び付く改革を含む1兆7,681億円の国庫補助負担金改革を実施。これに伴い、平成16年度改革に係る移譲額をあわせて1兆7,451億円の税源移譲等を行った。地方交付税については、地方歳出を見直しつつ、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うこととし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税総額1兆8,979億円を確保した。	
	・企業年金資金にかかる特別法人税の廃止	民間経済活動を活性化する税制改革 個人と企業の活力を引き出し、国際競争力を高めて民間経済活動を活性化させる観点から、法人課税や金融所得、土地などの資産への課税の総合的・抜本的見直し等、税体系全体の改革を進める。 (自民党政権公約2003、自民党参議院政権公約)	平成17年度税制改正において、特別法人税の課税停止期間の3年延長を行った。	財金
	・日本型LLC税制、人材投資促進税制の創設	同上	経済社会の構造変化に対応し、持続的な活性化を図るため、法人税制の改革に取り組んでいる。平成15年度税制改正において、研究開発・設備投資減税を実施し、戦略分野への投資を行う企業の税負担の大幅な軽減を図った。 また、平成17年度税制改正において、企業の人材育成の取組みを支援し、日本経済の活性化につなげるため、人材投資促進税制を新たに導入した。	財金

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
2. 将来不安を払拭するための社会保障制度の一体的改革	年金・医療保険、介護保険の一体的改革	<p>少子高齢化の進行や厳しい財政状況を踏まえ、昨年、持続可能な制度とするため年金制度を改正した。また、介護保険制度の改正法案を今国会に提出し、来年度に向けて医療保険制度改革の議論も開始している。しかし、国民にさらに将来の安心を提供するため、社会保障制度全体について「自立」と「連帯」のもとトータルな視点で検討し、その結果として国民生活がどのようなイメージをわかりやすく示すことにより、制度に対する信頼と理解を求めることが必要とされている。</p> <p>年金、医療、介護それぞれの制度の持続可能性を確保しながら、同時に3つの制度の整合性と連携を図り、国民の理解と納得の上で安心できるようなたゆまざる改革を続けていくことが必要である。</p>	<p>社会保障制度の信頼回復に向けた改革の実現は政治の責任であることから、昨年5月に社会保障の全般的見直しを行う旨の三党(自民、民主、公明)合意をとりまとめ、現在、与野党協議に向けた動きを本格化させているところである。同時に政府においても官房長官主宰による「社会保障の在り方に関する懇談会」において議論が行われている。このように、政治の場、政府の場それぞれで社会保障の一体的見直しに向けた取り組みを進めている。また、党内では社会保障政策を検討する場として、これまでの社会保障調査会・医療基本問題調査会・年金制度調査会を一つに再編し、新たに「社会保障制度調査会」を発足させ、社会保障全体の一体的な議論に着手したところである。</p>	厚労
	現役層の理解が得られる社会保障負担水準の維持	<p>本格的な少子高齢化が進行する中で、我が国が今後とも「福祉国家」であり続けるならば、現役世代を中心にある程度の負担の増は避けられない。我が国の社会保障負担は、ドイツやフランスなどと比べると、現段階ではかなり低いレベルに抑えられており、必要な給付水準の確保が国民から強く求められている。しかし、現行制度を前提に安易に新たな負担を求めることは現役世代や企業の活動意欲をそいだりといった側面もあり適当でない。同時に、高齢者を一律に弱者と捉えることも適当でない。このため、所得や資産のある高齢者には、社会保障について応分の負担を求めていくとともに、制度の不公平の是正や給付の効率化を図ることなどにより、現役世代の制度への信頼を確保し、納得して負担してもらえるような負担水準に留めることが必要である。</p>	<p>これまでも厚生年金支給開始年齢の引き上げ、健康保険本人負担の引き上げ、介護保険制度の創設などに取り組んできている。また、平成16年の年金制度改正においては保険料の上昇を極力抑えることとし、将来(平成29年以降)の厚生年金の保険料率を18.3%で固定することとした。さらに、日本経団連の御提案も念頭において社会保障の一体的見直しを検討するとともに、与野党間での社会保障の改革に関する協議を行う運びである。この他、「国民ひとりひとりが生涯にわたり元気で活動的に生活できる社会」を目指して平成17年度から10カ年にわたる健康フロンティア戦略への計画的な取り組み(初年度に当たる本年度は自民党の意向も踏まえ政府予算案においては1000億円強を計上)や今般の介護保険制度の見直しに当たっては年金と介護の居住費や食費の給付の重複調整を行なうこととしている。</p>	厚労
	消費税を含めた社会保障財源の確保	<p>少子高齢化が進行する中で、いつまでも給付は厚く、負担は軽くということではできない。これからの社会保障は、「自立」と「連帯」の精神に基づいて、社会保険料を軸に財源調達していくことが基本である。また、税財源は、現役世代の社会保険料負担を過大なものとしなないための配慮や低所得者への配慮といった視点から重点的に投入する考え方を基本とすべきである。増加していく給付に見合う負担を、今後、社会保険料、自己負担及び税の三者でどのように持ち合うかについて国民に開かれた場で議論し決定していくことが必要である。</p> <p>消費税についてはあらゆる世代が広く公平に負担を分かち合える重要な税として税制の在り方を検討していく中でその活用についても検討する必要がある。</p>	<p>基礎年金国庫負担については、昨年の年金制度改正において国庫負担割合の引き上げ(1/3→1/2)とその道筋を明確にした。また、平成16年度は年金課税を、17年度には所得税の定率減税を見直し、その財源を基礎年金に充当することとした。更に、平成16年度与党税制改正大綱において、平成19年度を目途に年金、医療、介護等の社会保障給付全般に要する費用の見直し等を踏まえつつあらゆる世代が広く公平に負担をわかちあう観点から消費税を含む抜本的税制改革を行うこととしたところである。</p>	厚労
		急速な少子高齢化の進展による社会保障費の増大と財政赤字の拡大は、国民に将来の増税不安を抱かせるとともに、年金・医療・介護など社会保障に対する信頼感を失わせ、個人消費の落ち込みなど、わが国の景気回復の足かせともなっている。信頼され、持続可能な社会保障制度の確立に向けた改革を進める。 <p>特に年金は、国民が安心して将来の生活設計を立てられるよう、国民負担率を50%以内に抑制しつつ、安定した制度を構築する。(平成16年党運動方針)</p>	<p>先般の年金改革においては、保険料水準を18.30%まで段階的に引き上げ、マクロ経済スライドにより給付を自動的に調整する仕組みを導入し、国庫負担割合を21年度までに1/2に引き上げる、ことにより財源を確保し、長期的な給付と負担の均衡を図ったところ。</p> <p>なお、「平成17年度与党税制改正大綱」(16年12月)において、「平成19年度を目途に、長寿・少子化社会における年金、医療、介護等の社会保障給付や少子化対策に要する費用の見直し等を踏まえつつ、その費用をあらゆる世代が広く公平に分かち合う観点から、消費税を含む税体系の抜本的改革を実現する。」としている。</p>	財金
	個人番号制、個人会計制度の整備	<p>国民皆年金を守るために、年金改革において、自分が、いくら保険料を支払い、いくら年金をもらえるのか、国民が分かりやすい仕組みをつくる。(「さらに進める 小泉改革」自民党参議院公約)</p>	<p>保険料納付実績や年金額の見込み等の年金個人情報と被保険者に分かりやすい形で定期的に通知する仕組み(ポイント制)を平成20年度に実施予定。なお、既に、年金加入状況等を通知する仕組みとして、58歳到達者に対する年金加入記録の事前通知を行い、併せて、希望者には年金見込み額を提供(平成16年3月実施) 国民年金第1号被保険者に対し、直近1年間の保険料納付状況等を送付(平成17年2月実施)を行っている。</p>	財金
3. 民間活力の発揮を促す規制改革・民間開放の実現と経済法制の整備	市場化テストの導入に向けた制度の整備	<p>平成17年度にモデル事業を実施し、本格的導入に向けて「市場化テスト法」(仮称)も含めた制度の整備を検討。</p>	<p>17年度のモデル事業としては、ハローワーク、社会保険庁、行刑施設関連の三分野、キャリア交流プラザの運営、国民年金保険料の収納事業、厚生年金保険、政府管掌健康保険の未適用事業所に対する適用促進事業等8事業23箇所を対象。</p>	行革

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	・混合診療の解禁、教育分野でのバウチャー制度の導入	混合診療の解禁については、少ない患者負担でより多くの先進的な医療技術や医薬品を利用できるよう、安全面に十分配慮しながら、実現していく。 教育バウチャー制度についても今後必要な研究・検討を実施する。		行革
	・基本方針の考え方を堅持し、公正な競争を可能とする郵政民営化法制の整備	郵政事業を2007年4月から民営化すると政府の基本方針を踏まえ、日本郵政公社の経営改革の状況を見つつ、国民的議論を行い、2004年彰頃までに結論を得る。	郵政改革は、真に国民の利益に資するものでなければならない。この基本的立場に立ち、わが党は、国民に対する責任を果たすため、改革を進めるに当たり、機能面について政府に強く求めている。 さらに、公社が発足してまもないなどこれまでの経緯を含め郵政改革の意義・必然性について、明確な形で国民及びわが党に対する説明責任を果たすことも求めている。 現在、政府と党において、精力的に検討しているが、いずれにしても、今後、わが党の申入れに対する政府の対応振りを見きわめつつ、改めてわが党としての最終的な判断を行うものである。	総務
	・公務員制度改革、特殊法人・独立行政法人改革	公務員制度改革については、公務員にも民間企業のように能力・実績主義を導入し、公務員が互いに競い合う中で持てる力を最大限に発揮し得る環境を整備することによって、簡素で効率的な政府を実現する。 特殊法人改革については、「特殊法人等整理合理化計画」に沿って着実に進めており、残されている政策金融機関については、17年度から再開される政府の検討動向をみながら、検討を進めていく。 独立行政法人については、中期目標終了時の見直しにあたっては、法人の廃止・民営化や、類似した業務を行う法人の統合など、組織・業務全般を極力整理縮小する方針で見直す。とくに特殊法人等から移行した場合の中期目標・中期計画の策定に当たり、一般管理費などの経費を、目標期間を通じて1割から2割削減する。	公務員制度改革について、労働基本権問題をはじめとして、現行の人事制度と運用の問題点、退職管理の在り方などについて精力的に議論を重ね、更に、その後与党内で協議を行いつつ、昨年6月9日には、与党から政府に対し、国家公務員法の改正法案などの改革関連法案を早急に取りまとめ平成16年中に国会提出するよう申し入れた。また、改革実現に向けて、連合と協議を行ったが、合意はできなかった。法案提出に向けて、引き続き調整を進める一方で、評価の試行など現行制度下で実施可能なものについては実行に移す。 特殊法人等改革については、平成13年12月に策定された「特殊法人等整理合理化計画」に沿って、改革対象となる163法人のうち、既に8割強(135法人)について、廃止、民営化、独立行政法人化等の措置が講じられ、財政支出を1兆5千億円削減する等改革が着実に推進されている。 とくに、政策金融機関については、行政改革推進本部の政策金融委員会において、政策金融機関の利用者や民間金融機関等の関係者の意見を聴取しつつ、検討した結果、 平成16年度末までは金融円滑化のために政策金融を活用すること 平成17年度から平成19年度までを「あるべき姿」に移行するための準備期間とすること 平成20年度以降速やかに新体制に移行することとし、政府において、平成17年度から検討が再開される予定となっている。わが党としても、このような政府の動向をにらみつつ、さらに検討を進めていく考えです。 独立行政法人については、平成15年7月には、政府に対し、 人件費を始めとする固定経費も対象に含めた経費削減努力をすべき 中期目標期間終了年度の概算要求までに法人の業務の整理合理化、廃止、民営化などを判断し、次の目標期間における予算要求に反映させるべき これらの見直しを行う上での検討の基準と手順を策定すべき との申し入れた。また、昨年12月、32の法人について、22法人に再編・統廃合するほか、研究開発・教育関係法人の職員約8,300人の身分を非公務員化。 独法、特殊法人等の役員の退職金を原則国家公務員並みに引き下げ、かつ、法人の業績を反映する仕組みとした。さらに、昨年7月から、独法の役職員の給与・報酬の支給水準も公表することとし、透明性の向上を図った。	行革
	・独禁法の措置体系の見直し、適正な手続きの確保	自由な経済活動を保障し、企業の国際競争力を強化する観点から、 課徴金の算定率の引上げ、 課徴金減免制度の導入、 適正手続の保障等のための犯則調査権限の導入及び審判手続の見直し 等措置体系の見直しを内容とする独占禁止法改正案を2004年中に国会に提出する。	自民党政権公約2003を受け、14回にわたり独禁法調査会を開催し、平成16年10月に「取りまとめ」を行い、独占禁止法改正法案は、10月15日臨時国会に提出。平成17年3月15日に衆議院を通過。今後参議院で審議。 なお、上記「取りまとめ」において、「政府は、カルテル、不公正な取引方法等に対する制裁の在り方及び公正取引委員会における審査・審判の在り方等について速やかに検討を開始し、2年以内に結論を得るべく検討を進めること。その際、検討の場は内閣府に設け、学識経験者、経済界その他幅広く有識者を集めて検討すること」等法改正完了前後に行うべき措置を決めた。現在その事項のうち措置できるものを逐次実施中。	経産

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	・企業経営の円滑化のための会社法の現代化	効率的かつ機動的な会社経営を可能とし、かつ、コンプライアンス体制の整備、会社の財務状態の透明性確保等を通じて会社経営の適正さを維持し、株主利益の確保及び会社債権者の保護に資する国際的に遜色のない会社法制を実現する。	平成15年11月以来、法務部会商法に関する小委員会において、日本経済団体連合会をはじめ、関係各方面からのヒアリングを含め、去る3月15日までに合計27回の会合を重ね、会社法案・会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案の国会提出を党議決定、3月18日閣議決定、国会提出。なお、会社法の施行については、各株式会社が定時株主総会において定款変更を要する企業防衛策を採用する機会を確保するため、合併対価の柔軟化に関する部分をそれ以外の部分の施行の1年後としている。	法務
4. 科学技術創造立国の実現に向けた政策の推進	<p>・先端技術開発と産業化の推進</p> <p>・コンテンツ産業の振興</p> <p>・知的財産政策の強化</p>	<p>・新産業創造戦略を踏まえ、重要技術分野について、研究開発プロジェクトの戦略的重点化を図るとともに、規制改革、標準化等の関連施策と研究開発施策との一体的な取組として「研究開発プログラム」を一層強化。 平成17年度予算額2,308億円(平成16年度予算額1,415億円)</p> <p>・産業化につながる経済活性化のための研究開発プロジェクトとして、フォーカス21を引き続き推進。 平成17年度予算額443億円(平成16年度予算額429億円)</p> <p>「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律」の趣旨にのっとり、我が国コンテンツビジネスの振興を国家戦略の柱として位置づける。 コンテンツビジネスの振興に当たっては、コンテンツに生じる権利が個々のコンテンツを製作した者にあることを今後の政策の大原則とする。 デジタル時代に対応した法制度の検討を行う。</p> <p>特許侵害物品を水際で迅速かつ効果的に差し止めるため、税関における取締体制の強化や法改正を行う。 世界特許の実現を目指すための第一段階として、日米欧三極間で審査基準や制度運用を調和させ、特許の相互承認を実現する。 地域ブランド保護のための法整備などを促進する。 営業秘密保護強化と技術流出防止を徹底する。 専門人材の育成</p>	<p>研究開発プロジェクトの戦略的な企画と効率的・効果的な実施を図るため、中長期の市場ニーズ・社会ニーズを見据えた「技術戦略マップ」を策定し、平成16年度中に公表予定。技術戦略マップは以下の3部で構成され、新規研究開発プロジェクトの企画立案や実施中プロジェクトの検証等に活用していく。 (1)研究開発とともにその成果を製品、サービス等として社会、国民に提供していくために取り組むべき関連施策を含めた「導入シナリオ」 (2)市場ニーズ・社会ニーズを実現するために必要な技術的課題、要素技術、求められる機能等を俯瞰するとともに、その中で重要技術を選定した「技術マップ」 (3)研究開発への取り組みによる要素技術、求められる機能等の向上、進展を時間軸上にマイルストーンとして示した「ロードマップ」</p> <p>知的財産戦略本部が決定する推進計画において「コンテンツビジネスの飛躍的拡大」の章を設け施策を記載。 知的財産戦略本部にコンテンツ専門調査会を設置し、「コンテンツビジネス振興政策」「日本ブランド戦略の推進」をとりまとめ、 コンテンツ創作者と流通事業者などの間の契約について、関係者の共通理解に基づく契約慣行の改善や透明化に向けた取組を奨励・支援。 エンターテインメントロイヤーなど、経営、法務の専門家の活用を奨励。 著作権法の簡素化、デジタル時代への対応等について、今後優先的に対応すべき課題を検討し整理。</p> <p>特許権者による侵害被疑品のサンプル検査手続整備、不正競争防止法により規制されている周知表示混同意起品等を輸入禁制品にする、育成者権侵害被疑品に関する農水省への意見照会手続整備等を内容とする関税込率法改正案を今国会に提出。 日米欧三極特許庁会合、三極特許庁戦略作業部会等において、サーチ・審査結果の相互利用等を検討。 地域名と商品名からなる商標について、地域団体商標として登録を受けることを可能とする商標法改正案を今国会に提出。 営業秘密の刑事的保護の強化等のための不正競争防止法改正案、加工品の生産・譲渡等に育成者権を及ぼす等の種苗法改正案を今国会に提出。 2004年4月に開設された法科大学院の全てにおいて知的財産法関連の科目を開設。</p>	<p>経産</p> <p>経産</p> <p>経産</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	<p>・産学官の連携促進</p>	<p>21世紀は「知の世紀」といわれており、「科学技術創造立国」、「国際競争力のある国」を実現するため産学官連携を推進し、産学官連携強化のための情報発信・交流の促進、大学の研究成果の社会への還元を行う。あわせて、地域における科学技術振興を通じた地域イノベーションシステムの構築を図る。</p>	<p>経済・社会ニーズに対応した産学官の共同研究を効果的に推進するため、大学等の研究機関が民間と共同研究を行う場合のマッチングファンドを実施。 参考：国立大学等における共同研究数 8,023件(平成15年度)〔平成5年度1,392件と比べ伸び率は約6倍〕 知的財産の効果的な取得・管理・活用を図るため、大学等における体制整備の推進を目指し、平成15年度からモデルとして43件の大学等を対象に大学知的財産本部整備事業を実施。 大学等技術移転促進法に基づきTLOを承認(承認TLO:39機関(平成17年3月)) 起業に必要な研究開発の推進等大学発ベンチャーの創業支援 参考：大学発ベンチャー数 916社(平成16年8月現在)〔平成12年128社と比べ約7倍の伸び率〕 産学官連携を支える基盤である各種専門知識を有する人材(産学官連携コーディネーター)を大学等のニーズに対応して配置(平成16年6月:110名) 産学官の人的交流を促進するため、産学官のトップを集めた産学官連携サミット、実務者レベルを集めた産学官連携推進会議を実施。 大学等の研究成果を産業界へ積極的に情報発信するためにイノベーション・ジャパン～大学見本市～を実施。</p>	文科
	<p>・第3期科学技術基本計画の策定(GDP比1%の科学技術関連経費)</p>	<p>わが国が社会経済上の諸問題を克服し、明るい未来を切り開くため「科学技術創造立国」の実現を目指し、第2期科学技術基本計画の総仕上げに取り組む(平成17年度予算35,785億円)。 独創的・先端的な基礎研究や、「ライフサイエンス」「情報通信」「環境」「ナノテクノロジー・材料」の重点4分野およびそれらの融合領域の研究開発、国の発展や存立の基盤となる宇宙、原子力、地震・防災、海洋分野などの研究開発、さらに、安全・安心な社会の構築や経済活性化のための科学技術を推進するとともに、今後、日本が戦略的に取り組むべき技術開発を強力に推進する。</p>	<p>平成18年度からの第3期科学技術基本計画の策定に関し、政府における検討状況も聴取しつつ、総合的な検討を実施。</p>	文科
<p>5. 持続可能な経済社会の実現に向けた真に実効あるエネルギー・環境政策の推進</p>	<p>・原子力を基幹に据えたエネルギー源の多様化、ベストミックスの推進</p>	<p>エネルギー政策基本法に定められている「安定供給の確保」、「環境への適合」及びこれらを十分考慮した上での「市場原理の活用」といった基本方針に沿って、原子力の基幹電源としての推進などエネルギー供給源の多様化等のエネルギー政策に取り組んでいるところ。</p>	<p>電力供給形態の多様化を踏まえ、安定的な電力供給源であり、かつ地球環境負荷が非常に低い長期固定電源(原子力、水力、地熱等)の利用の促進等を図るとともに、安全対策、関連研究開発の推進、立地地域の振興などにより、引き続き原子力を基幹電源として推進するなどエネルギー供給源の多様化等のエネルギー政策を推進している。</p>	経産
	<p>・原子燃料サイクルの推進、ITERの日本誘致</p>	<p>核燃料サイクルについては、安全確保を前提に着実に推進する。 また、ウラン資源の利用効率を格段に高める高速増殖炉サイクルの実用化を目指し、高速増殖炉「もんじゅ」等の研究開発を着実に推進する。 核融合エネルギーは、将来のエネルギー源として有望な選択肢の一つである。その実現のための重要なステップであるITER計画を日本に誘致する。</p>	<p>バックエンド事業については、昨年8月の政府「バックエンド事業に対する制度・措置の在り方について」の中間報告に基づき、外部積立方式の使用済燃料再処理準備金制度を平成17年度から創設する税制改正を行うとともに、あわせて、本年2月に関連法案を国会に提出。 昨年12月には、六ヶ所再処理工場におけるウラン試験が開始。また昨年から本年にかけてプルサーマルの実現に向けた動きがあるなど、核燃料サイクルの確立に向けて進展。 高速増殖炉「もんじゅ」については、今後、所期の目的である「発電プラントとしての信頼性実証」と「ナトリウム取扱技術の確立」を達成すべく、早期の運転再開を目指し、工事を進める。 また、1999年から核燃料サイクル開発機構が電気事業者等とともに、「高速増殖炉サイクル実用化戦略調査研究」を進めている。今後「もんじゅ」運転再開後の成果やこの調査研究の成果等を随時評価しながら、実用化に向けた研究開発を進める。 ITERの建設地については、我が国から青森県六ヶ所村、欧州から仏のカダラッシュが提案されており、そのいずれにするかについて協議中。これまで、関係6極(日、欧、米、露、中、韓)による閣僚級1回、次官級6回の会合に加え、機会を捉えて関係国との協議を実施してきたが、日本サイトを支持する国(米国、韓国)と欧州サイトを支持する国(ロシア、中国)が3対3の状況が続いており、建設地の合意は得られていない。現在、建設地問題の早期解決に向けて、日欧間で双方が納得のいく解決策を目指して、ホスト国と非ホスト国との役割分担について協議を進めている。</p>	経産

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	・環境税など経済統制的な施策によらず、企業の自主的な取り組みを尊重した温暖化対策の推進	京都議定書の目標の達成を図るため、地球温暖化対策推進大綱(2002年3月決定)に基づき、環境と経済の両立の大原則の下、省エネルギー対策、革新的技術開発などの温室効果ガスの排出削減施策を推進。	・平成16年1月から、中央環境審議会、産業構造審議会等の関係審議会において、地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しの議論。 ・平成17年2月16日に京都議定書が発効したことを受け、大綱の評価・見直しの検討内容を踏まえ、追加的対策・施策を盛り込んだ「京都議定書目標達成計画」を策定すべく、現在政府内で調整中。 ・平成17年3月に、地球温暖化対策推進本部にて京都議定書目標達成計画案をとりまとめる予定。	経産
6. 心豊かで個性ある人材を育成する教育改革の推進	・新しい時代にふさわしい教育理念の確立、教育基本法の改正	わが国が真に豊かで品格ある国家としてさらに発展し、子どもたちが夢と希望を抱ける明るい未来を切り開くためには、国と地方が適切に役割を分担しながら、知育、徳育、体育、食育による人間力向上のための教育改革を一層推進することが必用である。 このため、教育基本法を改正し、豊かな情操と道徳心にあふれ、正義と責任を重んじ、伝統文化を尊重し、郷土や国を愛する心や公共の精神が身に付く教育、家庭や地域の教育力の回復を実現する。併せて、教育振興基本計画を策定し、わが国の目指すべき教育の具体的方向付けを行う。	教育基本法の改正は大変重要な問題であることから、与党では、平成15年5月以来、「与党教育基本法改正に関する協議会」及びその下の「検討会」において、精力的に議論を重ねてきた(平成17年3月29日まで、協議会7回、検討会45回開催)。我が党としては、教育基本法の改正について、与党協議を精力的に進め、可能な限り速やかな教育基本法の改正に取り組む。	文科
	・競争原理、評価制度の導入による学校改革、授業改革	わが国の知的基盤強化のため大学への投資を充実し、競争的環境の中で個性輝く大学づくりを進める。 大学改革の取り組みが一層促進されるよう、国公立大学を通じた競争原理に基づいて、各大学の特色ある優れた取り組みを選定・支援し、高等教育の更なる活性化を図る。 基礎・基本を重視した確かな学力の育成、豊かな心と健やかな体の育成を家庭・学校・地域が一丸となって進める。	大学等については、平成16年から認証評価制度を導入したところであり、今後、円滑な実施を図る。 初等中等教育段階の学校についても、平成14年度から学校の自己点検評価の実施を努力義務化したところ。今後、さらに自己点検評価の義務化や外部評価の在り方について検討を進める。 習熟度別指導を推進(平成12年度 小学校38.8% 平成16年度 小学校81.6%)するとともに、学習指導要領全体の見直し、教員の資質能力の向上、全国学力調査の実施についての検討等を進める。	文科
	・株式会社、NPOによる学校設置の促進、公設民営化学校の実現	「規制改革・民間開放推進3ヵ年計画」(平成16年3月閣議決定)の趣旨を踏まえ、学校運営協議会の設置、各都道府県の実情に即した私立学校審議会規定の見直しを実現。今後とも、規制改革を積極的に推進する。	(株式会社・NPOによる学校設置) 株式会社・NPO法人については、学校経営を行う上で、学校法人に比して、公共性・継続性・安定性の面で懸念される。 その一方で、株式会社については、多様な資金調達手段により、必要な資金の確保が容易であり、状況変化等に迅速に対応した教育の実施が可能となる面もあると言われている。 また、NPO法人については、既存の学校では必ずしも十分な取り組みが行き届いていない特別のニーズを満たす教育を行っている実績があるものもあり、これらのNPO法人が学校を設置することで学校教育の充実が図られるケースも考えられる。 こうした点を踏まえ、学校経営に必要な資金の保有や情報公開・評価の実施、セーフティネットの構築等のシステム整備を条件に、特区制度の下で、株式会社・NPO法人が学校の設置主体となることが可能になっている。 平成17年3月現在、構造改革特区において設置されている株式会社立学校は、中学校1校、通信制高等学校1校、大学(4年制)1校、大学院大学(専門職大学院)1校である。 なお、平成17年3月現在、NPO立学校については設置実績なし。 (公設民営学校の実現) 地方公共団体と民間が協力して特別な学校法人(公私協力学校法人)を設立し、地方公共団体が校地や校舎等を提供し、運営費を助成する一方、民間教育事業者がノウハウや人材を提供することで、民間のイニシアティブを活かしつつ、地方公共団体の教育ニーズを反映した特色ある教育を実現する公設民営学校制度を、構造改革特区において高等学校及び幼稚園を対象として実現するため、「構造改革特別区域法の一部を改正する法律案」を今通常国会に提出したところ。	文科
	・教育委員会の改革	学校・教育委員会の改革については、地域や学校が自ら創意工夫できるよう、地方・学校の権限強化を目標とする。 学校評価制度を確立し、自主的・自立的な学校運営の実現を目指す。	教育委員会の在り方については、義務教育の在り方についての検討の中で、国、都道府県、市町村の役割分担などとの関連も含め、平成17年中に検討を行い、必要な改革を行う。	文科

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
7. 個人の多様な力を活かす雇用・就労の促進	・女性、高齢者を含めた多様な価値観を反映した雇用・就労形態の整備	経済・産業構造の変化や価値観の多様化などを背景とした企業や労働者の多様な働き方に対するニーズの高まりや、女性や高齢者など個々人がそれぞれの状況に応じた働き方を選択し、仕事と生活が調和できるよう、パートタイム労働者と正社員との均衡処遇や在宅就業対策等を進めるなど、多様な働き方を選択できる環境整備を図る。	パートタイム労働者と正社員との均衡処遇の推進については、改正パートタイム労働指針(平成15年8月)に基づき、正社員との均衡処遇の確保に努めているところ。さらに、パートタイム労働者と正社員との均衡確保に向けた先駆的取組を行う事業主の支援等を行う。 在宅就業対策等の推進については、労働調査会在宅就業・在宅勤務に関する小委員会の「中間とりまとめ」(16年6月2日)を踏まえ、テレワークの普及促進、在宅勤務の適切な労務管理のあり方を明確にしたガイドラインの周知・啓発、在宅就業のための能力評価システムの開発に取り組んでいる。 ワークシェアリングの普及促進については、短時間正社員制度等の導入に向け事業主団体を活用してモデルの開発を進めるとともに、多様就業型ワークシェアリングに関する普及啓発を行っているところ。 これらに加え、「年間総実労働時間1800時間」を目標とする労働時間の短縮の推進から、労働時間等の設定を労働者の健康と生活に配慮したものへ改善するため、「労働時間の短縮の促進に関する臨時措置法の一部改正」を含む「労働安全衛生法等の一部を改正する法律案」を今国会に提出したところ。	厚労
	・少子化対策の推進	子育てが安心と喜びをもって子育てにあたるよう社会全体で応援するとの考え方に立って、昨年策定された「少子化社会対策大綱」「子ども・子育て応援プラン」に基づき、「待機児童ゼロ作戦」に加え、若者の自立から働き方の見直し、生命の大切さや家庭の役割の理解の促進、地域のきめ細かな子育て支援など、少子化の流れを変えるための施策を総合的かつ強力に推進する。 また、少子化問題調査会中間とりまとめ(16年5月)にあるように、出生率の低下をくい止める観点から、国民運動として、家族や地域の役割、機能の回復を推進する。	新エンゼルプランや「待機児童ゼロ作戦」に基づき、多様な保育サービスの提供や14年度からの3か年で約15万人の保育所受け入れ児童数の増を図ってきた。 また、働き方の見直しや地域における子育て支援の取組をバランスよく進めるための新たな枠組みとして、15年7月に次世代育成支援対策推進法を制定し、地方公共団体や企業等は本年度中に行動計画の策定を進めているところである。 さらに、16年には、児童手当の支給対象年齢の拡大や育児休業期間の弾力化などを図るとともに、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「少子化社会対策大綱」に基づく幅広い施策を着実に推進していくこととしている。	厚労
	・ホワイトカラーイグゼンプション制度の導入	アメリカのホワイトカラーイグゼンプション制度を参考にしつつ、15年の労働基準法改正による裁量労働制の施行状況を踏まえ、労働時間規制の適用除外の在り方について検討する。	労働時間規制の適用除外のあり方については、労働政策審議会労働条件分科会建議(14年12月26日)において、「裁量労働制の改正を行った場合の施行状況を把握するとともに、アメリカのホワイトカラーイグゼンプション等についてさらに実態を調査した上で、今後検討することが適当である」とされている。 厚生労働省においては、16年度にアメリカのホワイトカラーイグゼンプションなど海外事例の調査を実施している。	厚労
	・民間委託による職業紹介・相談、能力開発の対象拡大	民間委託による長期失業者の就職支援事業について、事業に関する評価結果を踏まえ、より効果的・効率的な就職支援となるよう民間事業者の活用を拡大する。 また、職業訓練の推進にあたっては、民間事業者の活用を拡大する。	民間委託による長期失業者の就職支援事業について、対象地域において1地区1事業者としていたところであるが、既に1地区2事業者への競争方式を導入し、さらに、17年度からは、対象地区及び対象者の拡充、1地区2事業者以上の選定など民間事業者を拡大することとしている。 公共職業訓練は、職業能力開発校等の公共職業能力開発施設で行っているほか、多様な人材ニーズに対応するため、委託訓練として、専修学校・各種学校、大学・大学院、求人企業等民間の教育訓練機関の積極的な活用を図っており、今後も、労働市場における人材ニーズに適合した訓練を実施可能な民間教育訓練機関に積極的に委託していく。 【参考】 委託訓練割合(平成15年度実績) 公共職業能力開発施設実施 44% 民間教育訓練機関等への委託訓練 56%	厚労
	・各省庁の政策の整合性をとった若年者雇用の促進	若年者雇用対策については、若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)や日本版デュアルシステム等の施策を着実に実施する。また、働く意欲が不十分な若年者、無業者(N.E.E.T)の増加など新たな課題に対応するため、平成16年6月に、若手議員により、学校在学中のキャリア教育・職業体験や職業意識が乏しい若年者に対する啓発の強化等に関する提言を取りまとめたところであり、本提言の内容も踏まえ、16年12月に策定された「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」に基づき、若者の働く意欲や能力を高める総合的な対策を推進する。	若年者のためのワンストップサービスセンター(ジョブカフェ)については、地域の主体的な取組として、本年度43都道府県で開設され、16年4月から12月までに、のべ約64万人が利用し、約3万人が就職に結びつくなど着実に実績を上げている。 また、「日本版デュアルシステム」については、標準5ヶ月間の短期訓練及び1年~2年間の長期訓練を実施しているところであり、短期訓練については、17年1月末までに約2万3千人が受講し、既に修了した者の就職率は71.6%と良好な結果となっている。 さらに、16年12月には、「若者自立・挑戦プラン」の強化を図るため、関係閣僚により、「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を取りまとめたところであり、これに基づき、17年度において、関係府省の連携の下、若者の人間力を高めるための国民運動の推進や若者自立塾の創設など、若者の働く意欲や能力を高める総合的な対策を推進することとしている。	厚労

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	<p>・雇用保険三事業、労災保険福祉事業の廃止、縮小</p> <p>・専門的・技術的分野、供給不足分野への外国人の受け入れ</p>	<p>特別会計については、一般会計と区分する必要性の徹底した見直し、一般会計からの繰り入れの抑制、会計間・勘定間の繰入の合理性の検証と実態のわかりやすい開示、民間企業会計を活用した特別会計の新たな財務書類や省庁別に一般会計と特別会計を合算した財務書類の作成・充実を図る。</p> <p>現在、外国人労働者問題については、外国人労働者等特別委員会において検討しているところである。 (1)専門的、技術的分野の外国人労働者については、受け入れるための方策を推進する。 (2)いわゆる単純労働者については、原則受け入れるべきではないという立場から、 2007年から60歳代に突入する団塊の世代の雇用と年金の接続を図るなど高齢者雇用対策の一層の推進 フリーターやニートなど働く意欲が乏しい若者の就業意欲や能力を高めることに重点を置いた若年者雇用対策の強化 育児休業の取得促進や多様な保育サービスの充実などの仕事と子育ての両立支援等を通じた女性の就業促進などの施策に取組む。</p>	<p>労働保険特別会計については、企業会計の考え方や手法を導入し、予算の効率化・適正化に資する財務情報を提供等するため、財務諸表を作成し、厚生労働省ホームページで公開することにより、財務状況の説明責任の向上等を図っているところ。また、雇用保険三事業については、費用を負担している使用者の団体(日本経済団体連合会、日本商工会議所、全国中小企業団体中央会)と定期的に意見交換を行う場を設け、そのご意見を踏まえ、事業を実施するとともに、各事業ごとに成果目標を設定して事業評価を行うこととし、既に80事業について目標を設定。17年度は、評価対象事業の拡大や、より適切な成果目標の設定により、目標管理に基づく事業の見直しを一層進める。さらに、メリハリのある事業展開の実施による事業の重点化・効率化を図る。</p> <p>労働福祉事業については、7ヶ所あった休養所及び労災保険会館(1ヶ所)について、これまでに4休養所を廃止したところであり、17年度末までに残り3休養所及び労災保険会館を全廃することとしている。また37あった労災病院について、1労災病院(霧島温泉)を16年度に廃止したところであり、19年度末までに30病院に再編することとしている。</p> <p>わが国で、専門的、技術的分野の外国人労働者を受け入れるための対応としては、東京及び大阪に外国人雇用サービスセンターを設置し、国内の留学生及び専門的・技術的分野の外国人に対する職業相談・紹介等の援助を専門的に行っているところである。</p>	<p>厚労</p> <p>外国人労働(法務・外交)</p>
<p>8. 地方の自立と地域や都市に活力とゆとり、安全と安心を生み出すための環境整備</p>	<p>・中央集権・官主導の転換、地方行革の推進</p>	<p>官主導の転換については、「官から民へ」「民でできるものは民へ」を具現化するため、規制改革の一環として17年度より「市場化テスト」のモデル事業を試行的に実施し、本格的導入に向け、法的枠組みも含めた制度の整備を検討する。また、個別官業の民間開放を推進するため、PFIの活用や民間委託などを進める。</p> <p>地方行革を進めるには、市町村合併の強力な推進、行革阻害要因の見直しのほか、下記課題に積極的に取り組む必要がある。また、地方公共団体の行革努力が報われるような財政措置を17年度から導入すべき。さらに、個々の団体が下記課題についてどの程度取り組んでいるか国民にわかりやすくディスクローズする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間企業の動向を踏まえた地方公務員全般にわたる定数、給与・手当の適正化 ・指定管理者制度の活用などによる第3セクター・外郭団体等の抜本的な見直し ・地方公営企業の健全化等の推進 ・民間活力を最大限活用した民間委託の推進 ・電子自治体の推進 ・行政評価の積極的な活用 ・行政における公正の確保と透明性の向上 	<p>規制改革の推進について、党行政改革推進本部 規制改革委員会において、議論を積み重ねたうえで、「規制改革・民間開放3か年計画」の改訂を了承し、3月25日閣議決定された。</p> <p>地方行革の推進については、昨年6月、左記政策内容を盛り込んだ新たな地方行革指針を本年度中に策定するよう政府に申し入れた。政府は申し入れを踏まえ、3月29日総務省より「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」を地方に対して発出する予定。</p>	<p>総務</p>
	<p>・使い勝手の向上と民間の経営ノウハウや資金を活用した社会資本の整備</p>	<p>・中央官庁庁舎等のPFIによる整備、羽田空港国際線地区や航空保安大学校移転におけるPFI手法を活用した整備、民間都市開発に伴い必要となる公共施設あるいは公共荷さばき施設等の整備への融資による整備促進など、PFI手法の活用に積極的に取り組む。</p>	<p>効率的、効果的な社会資本の整備・管理、質の高い公共サービス提供のため、民間の資金・能力の活用観点でPFI方式の導入を推進。具体的には、中央合同庁舎第7号館においてPFI手法を活用した整備等を実施中であり、また、羽田空港国際線地区においてPFI手法を活用した整備・運営を検討中。また、地方公共団体の実施するPFI事業についても、補助金等の財政支援を実施している。平成17年度より創設される固定資産税等に係る税制特例措置等を活用し、更なる推進を図る。</p>	<p>国交</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	<p>・良質な住宅提供、防災、治安の向上を通じた快適な住環境の整備</p>	<p>・密集市街地の面的な整備改善と防災環境軸の形成を図る。 ・住宅・建築物の耐震診断・耐震改修を推進する。 ・市町村等の地方公共団体が主体となって地方の自主性と創意工夫を生かした地域の住宅政策を総合的かつ計画的に推進するための助成制度を創設する。 ・民間金融機関による長期・固定金利の住宅ローンの供給を支援するため、住宅金融公庫の証券化支援業務を推進する。</p>	<p>我が国の住宅の質については、依然として低水準であることから、これまでも融資、助成等を通じて耐震化、バリアフリー化や省エネルギー化などの住宅の質の向上を推進するとともに、街なか居住の推進や密集市街地の整備など居住環境の改善に取り組んできたところ。 平成17年度予算においては、住宅金融公庫の証券化支援ローンの金利優遇や、地域の多様な居住ニーズに的確に対応するため、地域住宅特別措置法案を成立させて新たに創設する地域住宅交付金等により、住宅の質の向上や居住環境の改善を支援することとしており、今後とも、国民が豊かな住生活を送れるよう、様々な施策を総合的に推進していく。 また、昨年住宅土地調査会は「住宅政策の抜本改革に向けた緊急提言」において、社会の安定と発展につながる重要な国家戦略的課題として住宅政策を位置づけるべきであるとの認識の下、その基本理念や目標を明確に示す基本法制のあり方について議論を深めることとし、平成18年の通常国会において、「住宅基本法(仮称)」の制定を目指すとしたところ。</p>	<p>国交</p>
	<p>・市町村合併の推進、州制導入</p>	<p>・市町村が地方分権の担い手となり、住民に身近な行政の実施主体として十分な役割を發揮できるよう市町村合併を推進する。</p>	<p>地域住民のニーズを迅速、的確に把握し、行政に反映させるためには、「地方にできることは地方に」との原則の下、国が地方行政に対する関与を縮小するとともに、住民に身近な地方公共団体にできる限り事務権限及び財源を移譲し、地方の権限と責任を一層拡大することが重要であり、更なる事務権限及び財源移譲に取り組む。このため、市町村の役割がますます重要なものとなることから、市町村合併により財政基盤の充実強化を図っていく。</p>	<p>総務</p>
	<p>・中小企業の自立、活力の向上、観光振興などによる地域経済の活性化</p>	<p>中小企業の自立、活力の向上のため、平成17年度予算案では、厳しい財政需要の中にあって、前年度とほぼ同額の1,730億円の中小企業対策費を計上。 また、地域の経済と雇用を担う存在である中小企業の活性化のため、金融セーフティネット対策、再生支援策、新たな事業に挑戦する中小企業支援策など、中小企業支援を強力に推進しているところ。</p>	<p>【中小企業金融対策】 ・セーフティネット保証・貸付 (12年12月創設、17年1月末現在) 実績:セーフティネット貸付38万6千件、7兆6千億円 セーフティネット保証47万1千件、7兆6千億円</p> <p>【中小企業の再生支援】 ・中小企業再生支援協議会の活動状況 (15年2月～17年2月28日) 相談取り扱い企業 5,870企業 再生計画策定対象企業 766企業 うち、既に359件の再生計画策定完了、25,757人の雇用を確保。</p> <p>【中小企業の新事業挑戦支援】 ・中小企業3法の統合・強化 中小企業経営革新支援法、新事業創出促進法、中小創造法を統合し、わかりやすく、かつ、総合的な法律とするとともに、新たに中小企業の強みを生かした新たな連携に対する支援を追加する新法を今次通常国会に提出中。</p>	<p>経産</p>
	<p>・大都市圏の交通・物流などの基盤整備</p>	<p>・都市構造の再編を図るため環状道路等の整備を推進する。 ・大都市圏における空港の機能強化と空港アクセスの利便性向上 ・大都市圏における国際港湾の機能強化 ・既存ストックを有効活用した都市鉄道ネットワークの利便増進のための制度を創設 ・スーパー中枢港湾プロジェクトの推進等による物流改革 ・国際空港・港湾等と連携した物流拠点の配置・活用</p>	<p>都市の国際競争力を確保していくため、都市再生プロジェクトとして決定している大都市圏の環状道路や国際空港・港湾の早急な整備等を推進するほか、既存の都市鉄道ネットワークを有効活用しつつ短絡線の整備等により利便性を向上させる施策の推進を図るとともに、空港アクセス道路・鉄道の整備を図る。 国際物流に対する需要に応えるため、アジアの主要港を凌ぐコスト・サービス水準を実現するスーパー中枢港湾プロジェクトの推進を図るとともに、道路・港湾等と連携のとれた流通業務効率型の物流拠点施設の整備などを推進する。 上記の施策を推進するため「都市鉄道等利便増進法案」、「港湾活性化法案」、「流通業務総合効率化促進法案」の成立を期す。</p>	<p>国交</p>

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	・住宅リフォーム税制など住宅関連税制の整備	・良質な中古住宅を住宅ローン減税の対象に追加する。 ・耐震改修税額控除制度については、地震災害から地域を守ることの重要性に鑑み、そのための国・地方を通ずる総合的な施策の一環として、地域の実情に応じた助成金制度のあり方との関係を含め早急に検討する。	住宅リフォーム税制については、従前より、増改築についても適用がある住宅ローン減税や住宅取得等資金に係る相続時精算課税制度が存在。平成17年度税制改正では、既存住宅ストックに係る耐震改修・省エネ改修・バリアフリー改修等の工事費を対象とした減税を議論したが、そのうち耐震改修については、平成17年度与党税制改正大綱の検討事項として、「地震災害から地域を守ることの重要性に鑑み、そのための国・地方を通ずる総合的な施策の一環として、地域の実情に応じた助成金制度のあり方との関係を含め早急に検討する。」旨が記載されたところ。今後も引き続き、住宅ローン減税や耐震改修促進税制、中古住宅流通促進税制などの住宅関連税制の充実に努力していく所存。	国交
9. グローバル競争の激化に対応した通商・投資・経済協力政策の推進	・WTO新ラウンドの早期一括合意	農業問題が焦点。農業交渉については「多様な農業の共存」を基本理念とし、食料安全保障や国土保全機能など農業の有する多面的機能を含む非貿易的関心事項などに配慮した現実的かつ柔軟性のある貿易ルールの確立を目指している。このため大詰めとなっている本年7月末のモダリティ交渉たたき台第1次案、さらに12月中旬の香港閣僚会議を目標において、わが国主張が実現されるよう議員外交等を行い、各国への理解・連携強化へ全力をあげる。	昨年7月のWTO一般理事会においては、政府・党・農業団体の三者が一体となって取り組んだ結果、わが国の主張が相当程度反映された「枠組み合意」がなされた。とりわけ「センシティブ品目」については階層方式とは異なる取り扱いが認められるとともに、「上限関税」については交渉に入る前段階に留めている。わが国の主張が実現できる土台が拡大、確立されたことにより、今後一層ジュネーブでの交渉を強化しつつ、政府・党・農業団体の連携を深めながら、わが国の主張が実現できるよう議員外交等を精力的に展開していく。また、消費者団体・日本経団連等ともこれまで状況報告会を開いてきているが、引き続き密接に連携を図りながら、国内農業構造改革の推進、食育等食の安心・安全政策の推進等に全力を尽くす。	農林
	・わが国にとって重要な国・地域とEPAの締結	わが国にとって重要な国・地域とEPAの締結	わが国は、対外経済関係の発展及び経済的利益の確保に寄与するため、WTOを補完するものとしてFTA(自由貿易協定)を含め、包括的な経済連携協定(EPA)を積極的に推進している。その最初がシンガポールとの協定であり、平成14年1月に署名し、その年の11月に発効している。 わが国にとって重要な国・地域は、もちろん「アジア」である。シンガポールに続いて交渉したのはメキシコであったが、これはわが国の貿易上の不利益を回避するためのものであり、例外的とも言える。このメキシコとの交渉が難航するなか、わが党は、平成15年に政調会長の直接の指揮のもと、「FTAに関する特命委員会」を設置し、政府のバックアップ体制を敷くこととなった。翌16年2月に、特命委員会は、「経済連携・FTA構想の推進」についての基本的考え方を明らかにし、その中で改めて「アジア重視」を明確に打ち出している。メキシコとの協定は、昨年9月に署名し、本年4月に発効の予定である。 現在、交渉中の国は、昨年11月に大筋合意したフィリピン、そしてマレーシア、タイ、韓国である。加えて、インドネシアとも共同検討グループを立ち上げ、二国間EPA交渉の可否について検討を開始している。また、アセアン全体との交渉も、4月から開始の予定である。これらは全て、わが国のアジア重視の方針を具体化するものである。アジアに続く国としては、アジアに大きな影響力を持ち大変な親日国であるインド、そしてメキシコに続く中南米に広げるウイングのひとつとしてチリが考えられる。 わが国は、相手国・地域の状況を踏まえつつ、「わが国にとって有益な国際環境の形成」及び「わが国全体としての経済的利益の確保」を総合的に勘案し、今後ともFTA・EPAを積極的に推進していく決意である。	特命委
	・農業分野の構造改革の推進	平成11年に策定した食料・農業・農村基本法の理念に即し、「米政策改革大綱」等農業各分野の構造改革推進へ向かって各種施策を推進している。5年経ち「新基本計画」改定では、食料自給率向上、法人化及び集落営農の推進、経営所得安定対策の導入等を柱としつつ、高齢少子化時代に対応した継続生産可能な農業構造改革にさらに取り組む。また新基本計画達成のために「工程管理」を行い、検証しつつ改革の成果を高める。	新農業基本法の下で14年に「米政策改革大綱」を策定、意欲ある担い手への施策の重点化・集中化等農業構造改革を推進している。また、中山間直接支払いを導入し、条件不利地域に対する耕作放棄の抑制等に努めている。BSE発生に当たっては牛の「全頭検査」を実施、消費者の食の安全・安心に寄与してきた。加えて食のリスク評価・リスク管理行政を分離、「食品安全委員会」を新設してリスクコミュニケーションを促しながら食の安全・安心体制を整備している。今後は「新基本計画」のもとで、新たに農業経営所得安定対策を導入する等担い手対策を強化しながら、食料自給率及び供給力向上をめざしつつ、農業の構造改革を着実に進めていく。	農林

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	・対日直接投資の一層の促進	<p>新しい技術や経営ノウハウの導入、雇用の維持・確保、消費者利益の増大につながる対日直接投資は、我が国経済活性化の鍵となるもの。この対日直接投資については、第156回通常国会(平成15年1月31日)における小泉総理施政方針演説において、「5年後には日本への投資残高の倍増を目指す」との目標が掲げられている。</p>	<p>平成15年3月に、対日投資会議(議長:総理)において決定された「対日投資促進プログラム」に基づき、政府一体となった取り組みを実施しているところ。政府としては、外資系企業誘致に積極的な地域の行う企業誘致活動への支援、各種セミナー、広報活動による海外へのPR活動等を実施。(平成15年度予算額6.0億円 平成16年予算額9.7億円 平成17年度予算案11.1億円)また、平成15年5月に関係各府省及び(独)日本貿易振興機構に「対日直接投資総合案内窓口」を設置した他、平成16年7月には、地方経済産業局等にも「対日直接投資総合案内窓口」を設置し、地域への投資に関心を持つ外国企業、投資家等への利便性向上に努めているところ。</p>	経産
	・通商交渉推進のためのODAの活用	<p>我が国は、ODA大綱において、ODAの目的を「国際社会の平和と発展に貢献し、これを通じて我が国の安全と繁栄の確保に資すること」と位置付けていることを踏まえ、途上国の多角的自由貿易体制への参画や、途上国との経済連携を強化しその効果を一層引き出すための貿易・投資環境整備や経済基盤整備の支援等にも、ODAを戦略的に活用することとしている。</p>	<p>今年2月4日に閣議報告された「政府開発援助に関する中期政策」においても記載されている通り、地域レベルの貿易・投資の促進は、各国の経済成長に直接貢献するとともに、開発に必要な資金の動員や民間セクターの技術水準向上等に寄与する。このため、国や地域に跨る広域インフラの整備を行うほか、貿易・投資に関連する諸制度の整備や人材の育成を積極的に支援することとしており、知的財産保護や競争政策等の分野における国内法制度構築支援や、税関、入国管理関連の執行改善・能力強化支援、情報通信技術(ICT)、科学技術、中小企業、エネルギー、農業、観光等の分野において、引き続きODAを戦略的に活用していくこととしている。</p>	経産
	・輸出入・港湾諸手続きの活用	<p>・世界レベルの港湾サービスの実現を目指し、FAL条約(国際海運の簡易化に関する条約)にも対応した輸出入・港湾諸手続の一層の簡素化への取組みを進める。</p>	<p>本年秋のFAL条約の締結とあわせて、港湾活性化法案を成立させ、入出港届について各省庁共通の国際標準様式の採用、入港前手続について項目の大幅な削減、共通様式の作成を行う等、港湾関連手続について徹底的に簡素化・標準化を図ることとしている。これらの手続については、本年11月に電子申請及び書類申請の双方で受理できるようシステム変更を行う。以上の措置を確実に実施することにより、申請者の書き込みの負担を最少化する、真の意味でのシングルウィンドウ化の実現を目指す所存。</p>	国交
10. 内外の情勢変化に対応した戦略的な外交・安全保障政策の推進	・日米同盟と東アジア地域における連携強化を軸とした外交	<p>わが国の外交の基本は「日米同盟」を基軸とした「国際協調」にある。その中で、東アジアが極めて重要な地域であることは言うまでもない。このことは、東アジアを経済連携(EPA)やODAの重要な対象地域としていることから明らかであり、わが国の繁栄と平和のためには、この地域における連携をさらに強化することが不可欠である。ヨーロッパでは、EUの加盟国が25カ国と拡大し、地域融合が加速度的に進んでいる。東アジアにおいても昨今、地域共同体の形成に向けての動きが活発化しており、経済連携の動きなどはその顕著な例といえる。</p>	<p>わが党の外交調査会においても、昨年より、「東アジアにおける共同体の形成に向けて」と題して勉強会を精力的に開催し、共同体を形成する要素として、経済・安全保障・エネルギー・交通インフラ・文化などを幅広く捉えつつ、多角的に検討を重ねている。同調査会では、今後とも鋭意検討を重ね、本年末までに「アジアにおける共同体」に関する基本的な考え方を取り纏めることとしている。</p>	外交

優先政策事項	主な政策課題	自由民主党の政策の内容	政策実現に向けた取り組みと実績	担当部会
	<p>・防衛、経済、技術などを含む総合的な安全保障の実現に向けた省庁横断的な体制整備</p> <p>・憲法改正を視野に入れた自衛隊の国際協調、世界平和に向けた活動の強化</p>	<p>安全保障関連技術基盤の維持・発展</p> <p>わが党は政権公約で、「立党50年に憲法草案をまとめ、国民的論議を展開する。その中で、国際社会から尊敬される品格ある国家を目指し、あるべき国家についての理念を明らかにする」、「日米同盟を基軸に国際協調を重視しつつ、イラク・アフガニスタン復興支援、人類共通の敵であるテロ撲滅など、国際社会と協力した平和外交を推進する」と公約した。</p>	<p>(武器輸出三原則) 政府としては、昨年、新「防衛大綱」の審議の一環として、武器輸出管理について検討を行い、我が国を巡る安全保障環境の変化に対応するために必要な措置として、弾道ミサイル防衛(BMD)については武器輸出三原則等の例外とし、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても個別の案件ごとに検討していくの方針を明確にしたところ。具体的な輸出管理の執行を担う経済産業省としては、この方針に沿って、平和国家の基本理念を維持する観点から、厳格な輸出管理に努めている。</p> <p>(航空宇宙関連技術) 航空宇宙関連技術は国家安全保障の基盤となる技術であるため、関係省庁と連携しつつ、国産小型ジェット旅客機研究開発、小型旅客機用エンジン研究開発、準天頂衛星システム等基盤プロジェクト等、航空宇宙分野におけるプロジェクトを推進しているところ。昨年12月に閣議決定した「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」及び「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)」に基づき、我が国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努めていく。</p> <p>自衛隊の国際協力については、ゴラン高原でのPKO活動、テロ対策特措法に基づくインド洋での海上自衛隊の給油活動、イラクのサマーワでの陸上自衛隊の人道復興支援活動、クウェートでの航空自衛隊の輸送活動、先のインドネシア沖地震・津波災害への援助活動などを展開した。憲法改正については、新憲法起草委員会を設置して、平和主義を堅持し、より積極的に「世界の平和に責任を持つ国になる」ということを掲げ、自衛隊の国際協力についても憲法に盛り込む方向で議論が行われている。今後は、自衛隊などの国際協力が迅速に行われるように、自衛隊法を改正して国際協力業務を主たる任務とし、国際平和協力に関する一般法(恒久法)を制定し、わが国の国際協力姿勢を内外に明らかにしていきたい。</p>	<p>国防・経産</p> <p>国防・外交</p>
<p>政策本位の政治実現に向けた党内の取り組み(政権公約のフォローアップ体制など)</p>		<p>真の改革政党として、国民とともに改革を貫徹。政策立案機能を強化し、人材の育成、登用のあり方など、大胆な党改革を進める。</p>	<p>政権公約「小泉改革宣言2003」の着実な実施に取り組み、16年度および17年度の予算・税制、提出法案などに反映。全130項目中、現時点で128項目に着手済み。着手率は98.46%。残る2項目、政府系金融機関の改革(平成20年度目途)、「団体訴権」の法制化についても順次取り組んでいく。改革の成果は実体経済に確実に現れはじめており、さまざまな経済指標が好転。改革は「財政の健全化と経済成長の両立」を実現しつつある。今後も「改革なくして成長なし」の基本を堅持し、「官から民へ」、少子高齢時代に持続可能な、「小さな政府」の実現に強力に取り組んでいく。また、立党50年を迎え、国民に信頼される「新しい自民党」をめざした党改革を推進し、人材の育成・登用、国民的視点に立った政策立案機能の強化を進めていく。</p>	<p>政調</p>
<p>政治資金の透明性向上に向けた取り組み</p>		<p>政治に対する国民の信頼なくしては改革も進まない。政治資金をめぐる不祥事が後を絶たず、政治に対する信頼を失墜させていることを厳しく受け止め、今後、疑念や誤解を持たれることのないよう政治資金をいっそう透明にし、国民の不信感を払拭していく。そのため、16年の臨時国会に提出した政治資金規正法改正法案を早期に成立させる。</p>	<p>党改革の一環として、16年秋に大変厳しい透明化策を党内の規程として取りまとめ、できるものは即時実施するとともに、所属議員に対し徹底を通知。内容は従来の発想を超えた大胆なもので、収支報告をホームページで公開、収支報告に銀行の残高証明書や監査意見書を自主的に添付、献金を受ける場合は銀行振込による、議員個人への政策活動費の支給はやめ(モチ代はすでに廃止)、党役員への必要な支給は理由を添えた稟議によるなど手続きを厳格化。この結果、政治資金に関する情報を国民にオープンにするとともに、将来、いわゆる「迂回献金」を企てる議員や政治団体があつたとしても完全に不可能となった。今後、政治団体間の資金移動の問題等についても、与党間で協議し、成案を得るべく努力していく。また、政治資金規正法改正案を16年の臨時国会に提出しており、今通常国会での早期成立を目指す。ようやく景気も回復基調に乗ってきたけれども、まだまだ厳しい状況は続くと思う。この景気回復の軌道を本格的なものにするためにも、小泉構造改革に邁進していきたい。また、立党50年を迎えるにあたり、新しい理念・綱領の確立を図りながら、目に見える党改革を強力に実行し、国民に信頼され、愛される「新しい自民党」への第一歩をめざす。</p> <p>そのためにも党内のベテランの知恵と、中堅のパワーと、若手の感性をひとつにし、地方の人々や幅広い国民の皆様の協力を呼びかけ、党の総合力が存分に発揮できるよう、幹事長として努めていきたい。</p>	<p>経理・党改革</p>